

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

- 告示
- 消費者物価統計調査の実施(二二二・統計課)
 - 障害者就業・生活支援センターの指定(二二三・労働政策課雇用対策室)
 - 肥料の登録の失効(二二四・水田総合利用推進課)
 - 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(二二五・農山村振興課)
 - 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二二六・商工業振興課)
 - 公共測量終了の通知(二二七・建設管理課)
 - 道路区域の変更(二二八・道路環境課)
 - 道路の供用開始(二二九、二二〇・道路環境課)
 - 道路区域の変更(二二二・道路環境課)
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二二三・鹿角建設事務所)
 - 開発行為に関する工事の完了(二二三・北秋田建設事務所)
- 公告
- 市町村営土地改良事業の換地処分の届出(秋田総合農林事務所)
 - 土地改良事業工事の完了の届出(雄勝総合農林事務所)
 - 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)
 - 教育委員会規則
 - 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(一・総務課)
 - 教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則(二・高校教育課)
 - 教育委員会告示
 - 秋田県指定文化財の指定(三、六・生涯学習課文化財保護室)
 - 公安委員会告示
 - 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一九)
 - 監査委員告示

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(一)

告 示

秋田県告示第二百十二号

秋田県消費者物価統計調査を次のとおり実施するので、秋田県統計調査条例(昭和二十五年秋田県条例第七号)第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 調査の目的

県民の消費生活上主要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービス料金を基に、物価指数その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料に提供することを目的とする。
 - 調査事項

別表に掲げる品目について一定の銘柄の小売価格又は料金を調査する。
 - 調査の範囲
 - 調査市

能代市、大館市、本荘市、湯沢市、大曲市、鹿角市
 - 調査対象者

調査市に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者その他の者で調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるもののうちから、知事が選定するもの
 - 調査の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで
 - 調査の方法

主として秋田県消費者物価統計調査員の聞き取りにより行う。
- 別表

品目分類	品 目
食料	うるち米、もち米、食パン、あんパン、ゆでうどん、乾めん、ス パゲッティ、即席めん、生中華めん、小麦粉、もち、まぐろ、あ じ、いわし、かつお、かれい、さけ、さば、さんま、たい、ぶり いか、たこ、えび、あさり、かき(貝)、ほたて貝、塩さけ、た らこ、しらす干し、干しあじ、丸干しいわし、煮干し、ししゃも

住居	<p>揚げかまぼこ ちくわ かまぼこ かつお節 魚介漬物 魚介つくだ煮 魚介缶詰 塩辛 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセイジ ベーコン 牛乳 粉ミルク ヨーグルト パターチーズ 鶏卵 キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス ブロッコリー もやし アスパラガス かんしょ ばれいしょ さといも だいこん にんじん ごぼう たまねぎ れんこん ながいも えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす トマト ピーマン 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わかめ こんぶ 豆腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し だいこん漬 はくさい漬 福神漬 キムチ こんぶつくだ煮 スイートコーン缶詰 りんご みかん グレー プフルーツ オレンジ レモン いよかん なし ぶどう かき(果物) もも すいか メロン いちじ バナナ キウイフルーツ さくらんぼ みかん缶詰 もも缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース ケチャップ マヨネーズ ジャム カレールー 乾燥スープ 風味調味料 ふりかけ 液体調味料 ようかん まんじゅう だいふく 餅 カステラ ケーキゼリー プリン シュークリーム せんべい ビスケッツ トポテトチップス キャンデー チョコレート アイスクリー ム 落花生 チューインガム 弁当 おにぎり 調理パン 冷凍調理ピラフ うなぎかば焼き サラダ コロッケ カツレツ からあげ ぎょうざ 冷凍調理コロッケ 調理カレー 混ぜごはん のもと 煮豆 緑茶 紅茶 茶飲料 インスタントコーヒー コーヒー豆 コーヒー飲料 果実ジュース 果汁入り飲料 野菜ジュース 炭酸飲料 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミネラルウォーター 清酒 焼酎 ビール 発泡酒 ウイスキー ぶどう酒 うどん(外食) 中華そば スパゲッティ(外食) にぎりずし のり巻き 親子どんぶり 天どん カレーライス 牛どん ぎょうざ(外食) ハンバーグ えびフライ お子様ランチ ハンバーガー サンドイッチ ピザパイ コーヒー(外食) ビール(外食) 学校給食</p>
家賃 浴槽 温水洗浄便座 給湯機 板材 塗料 畳表取替費 水道工事費 左官手間代 塀工事費 植木職手間代 板ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 ルームエアコン取付け料 火	

保健医療	被服及び履物	家具・家事用品	光熱・水道	火災保険料
感冒薬 解熱鎮痛剤 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 口中剤 漢方薬 紙おむつ 生理用紙綿 浴用剤 コンタクトレンズ用剤 眼鏡 コンタクトレンズ ヘルスメーター 体温計 血圧計 診療代 出産入院料 マッサージ料 金 人間ドック受診料	婦人着物 婦人帯 背広服 男子着 男子ズボン 男子コート 男子学校制服 婦人スーツ ワンピース スカート 婦人スラックス 婦人コート 婦人上着 女子学校制服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 子供セーター 男子シャツ 男子ブリーフ 男子ズボン下 男子バジャマ ブラジャー 婦人ショーツ スリッパ 子供シャツ 男子靴 婦人靴 子供靴 運動靴 サンダル 草履 婦人服地 背広服地 毛糸 帽子 ネクタイ マフラー 男子靴下 婦人ストッキング 婦人ソックス ベルト 子供タイツ 仕立代 洗濯代 履物修理代 被服賃借料	電子レンジ 電気炊飯器 電気ポット ガステーブル ガス湯沸器 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 ミシン 電気アイロン ルームエアコン 温風ヒーター 電気こたつ 電気カーペット 整理だんす 洋服だんす 座卓 食堂セット 食器戸棚 時計 照明器具 カーペット 上敷ござ カーテン ベッド 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ やかん たわし レンジ台 蛍光灯 タオル ビニールホース 浄水器 ティッシュペーパー トイレレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 ラップ 殺虫剤 防虫剤 柔軟仕上げ剤 芳香剤 家事代行料 し尿処理手数料 粗大ゴミ処理手数料 モップレンタル料	電気代 都市ガス代 プロパンガス 灯油 水道料 下水道料	

秋田県	登録番号	交通・通信	鉄道運賃 バス代 タクシー代 航空運賃 有料道路料金 軽乗 用車 小型乗用車 普通乗用車 自転車 ガソリン 自動車タイ ヤ 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫 借料 駐車料金 自動車免許手数料 レンタカー料金 自動車保 険料 郵便料 固定電話通話料 移動電話通話料 運送料 通信 機器
	混合有機質肥料	教育	PTA会費 私立中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 私立短期大学授業料 幼稚園保育料 教科書 学習参考教材 補 習教育
	肥料の種類 及び名称	教養娯楽	テレビ ステレオセット 携帯オーディオ機器(ミニディスクブ レーヤー) ビデオテープレコーダ パソコン パソコン用プ リ ンタ ワイプロ カメラ ビデオカメラ ピアノ 電子オルガン 学習机 テレビ修理代 ボールペン 鉛筆 マーキングペン ノ ートブック アルバム OA用紙 セロハン粘着テープ 筆入れ ゴルフクラブ サッカーボール グローブ テニスラケット 釣 ざお トレーニングパンツ 水着 テレビゲーム 人形 がん具 自動車 組立がん具 切り花 フィルム コンパクトディス ク オーディオ記録媒体(ミニディスク) ビデオテープ ペットフ ード 植木鉢 園芸用土 乾電池 新聞代 少年誌 趣味教養誌 生活情報誌 パソコン誌 女性誌 週刊誌 辞書 単行本 宿泊 料 外国パック旅行 月謝 自動車教習料 放送受信料 映画観 覧料 サッカー観覧料 プロ野球観覧料 ゴルフ練習料金 ゴル フプレー料金 テニスコート使用料 ボウリングゲーム代 プ ール使用料 美術館入館料 遊園地入園料 マージャン遊技料 競 馬場入場料 カラオケルーム使用料 現像焼付代 ビデオソフト レンタル料 獣医代 インターネット接続料
	保証成分量(%) その他の規格		

室素全量六・〇	氏名又は名称	失効年月日
太平洋物産株式会社	住 所	平成十五年三月十一日
	住 所	

秋田県告示第二百十三号
 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第九条の十
 八の規定により、平成十五年二月二十日付けで同法第九条の十九に規定する業務を行
 う者として次のとおり指定したので、同法第九条の二十において準用する同法第九条
 の十二第二項の規定に基づき、公示する。
 平成十五年三月二十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所
 社会福祉法人 六郷町社会福祉協議会
 仙北郡六郷町野中字下村三十七番地の一

二 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
 仙北郡六郷町野中字下村五十五番地

秋田県告示第二百十四号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の
 登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年三月二十五日
 秋田県知事 寺 田 典 城

諸雑費	入浴料 理髪料 パーマネット代 ヘアカット代 ヘアカラー リング代 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん シャンプー ヘアリンス 歯磨き 整髪料 ヘアトニック 化粧クリーム 化粧水 乳液 ファンデーション 口紅 ヘアカラー ハンドパ ック 通学用かばん 旅行用かばん 指輪 腕時計 腕時計修理 代 男子洋傘 ハンカチーフ たばこ 保育所保育料 印鑑証明 手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 通所介護料 振込 手数料
-----	--

第二百三号	六六 混合有機質肥料	リン酸全量六・〇
-------	---------------	----------

秋田県告示第二百十五号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第六条第一項の規定により、大内町中田代新田入会林野整備組合代表者加藤賢二郎からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十五年二月七日
- 二 縦覧に供する書類の名称 大内町中田代新田入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十五年三月二十六日から同年四月二十五日まで
- 四 縦覧場所 農林水産部農山村振興課及び由利総合農林事務所林務課及び大内町役場

秋田県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑
 - 大曲市川の目字町東三十三番地
 - 外三者
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンフェスタショッピングセンター

秋田市外旭川字小谷地二十五番地外
変更する事項

小売業を行う者の閉店時刻
株式会社タカヤナギ 外四者

変更前 午後九時

変更後 午後十一時

変更の年月日

平成十五年四月一日

変更する理由

消費者の利便性を高めるため

届出年月日

平成十五年三月十二日

関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十五年三月二十八日から同年七月二十八日まで

意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

意見を述べる理由

秋田県告示第二百十七号

平成十四年秋田県告示第七百二十二号の公共測量について、平成十五年三月七日終了した旨六郷町長から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年三月二十五日

秋田県告示第二百十八号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間
	新	旧			
一般国道	新	旧	百五号		
	百五号				
					敷地の幅員(メートル)
					延長(キロメートル)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年三月二十五日
 秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課
平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで

秋田県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	花巻大曲線	仙北郡六郷町六郷東根字北鍮ヶ崎五番四から四番七まで	

二 供用開始の期日 平成十五年三月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課
平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで

秋田県告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	本荘西仙北角館線	仙北郡西仙北町杉山田字後田一一四番三から字上野四五番三まで	

二 供用開始の期日 平成十五年三月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課
平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで

秋田県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年三月二十五日

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			B	A		
県 道	新	横手大森大内線	平鹿郡大森町八沢木字八景田三九番三地先から字窪田九番一地先まで		九・三〇〇〃三八・二〇〇	〇・一五一
	旧	横手大森大内線	平鹿郡大森町八沢木字八景田三九番三地先から字窪田九番一地先まで	九・三〇〇〃三八・二〇〇	〇・一五一	
			B	A	六・九〇〇〃一五・一〇〇	〇・〇九三
			で			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 平成十五年三月二十五日から同年四月七日まで

秋田県告示第二百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

小坂町

二 都市計画事業の種類及び名称

小坂都市計画下水道事業小坂町公共下水道

三 事業施行期間

平成七年十一月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成七年秋田県告示第八百一十一号、平成九年秋田県告示第二百九十四号及び平成十二年秋田県告示第三百七十号の事業地に、秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字栗平、字渡ノ羽及び苦竹並びに小坂字上田表、字上谷地、字丑森、字松木沢、字白

(二) 使用の部分
なし

秋田県告示第二百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年一月七日付け指令北建 三千四十五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区明石町三十二番地
株式会社 カネマツ 代表取締役 大滝雅之

二 開発区域に含まれる地域の名称

大館市山館字羽立四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番一、四十六番一、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番一、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、百二十六番及び百二十七番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、若美町から平成十五年三月十四日土地改良事業（八ツ面地区（八ツ面換地区）中山間地域総合整備事業（ほ場整備））に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百二十二条の二第一項の規定により、湯沢市中央土地改良区から土地改良事業（杉沢地区基盤整備促進事業（かんがい排水））に係る工事が平成十五年三月七日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。

平成十五年三月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量

電子計算組織 三式

（二） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

（三） 落札者を決定した日

平成十五年二月二十一日

（四） 落札者の名称及び住所

株式会社フォラックス教育

湯沢市倉内字才の神四十一番地八

落札金額

三千八百四十三万円

（六） 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

（一） 落札に係る物品の名称及び購入予定数量

広報紙「県政だより あきた新時代」（年十二回発行予定）

三百三十二万八千部（八ページ）及び百六十六万四千部（十六ページ）（総ページ数五千三百二十四万八千ページ）

（二） 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

（三） 落札者を決定した日

平成十五年三月七日

（四） 落札者の名称及び住所

株式会社秋田ソノベ

秋田市土崎港西三丁目八番二十三号

（五） 落札金額

一ページ当たり〇・四五三四円

（六） 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

（七） 一般競争入札の公告を行った日

平成十五年一月二十一日

教育委員会規則

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

秋田県教育委員会規則第一号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「午前十時」を「四月一日から十月三十一日までにあつては午前十時から午後八時まで、十一月一日から三月三十一日までにあつては午前十時に改める。」

第六十四条中「午後六時」を「午後九時」に改める。

附 則

この規則中第二条第一項第一号の改正規定は平成十五年四月一日から、第六十四条の改正規定は同年六月二十一日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第二号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

様式第六号中

胸 囲				
体 重				
視 力	左	矯 正	左	
	右		右	
色 神			左	
			右	

体 重				
視 力	左	矯 正	左	
	右		右	
色 神			左	
			右	

「住所」欄に「医師 氏名」を記入する。

「医療機関の名称」欄に「[㊦]」を記入する。

所在地
氏名
医師の氏名

に改める。

㊦

1 変更後の氏名(本籍地)

2 変更前の氏名(本籍地)

3 変更年月日

1 書き換える免許状の種類及
教諭

2 変更後の氏名(本籍地)

3 変更前の氏名(本籍地)

4 変更年月日

び教科
免許状(教科)

に改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号 免許教科以外の教科担任許可申請書(第10条関係)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名

印

免許教科以外の教科担任許可について(申請)

次のとおり免許教科以外の教科の教授を担当したいので、許可して下さるよう申請します。

学 校	設 置 者								
	所 在 地								
担任しようとする期間			年 月 日 ~		年 月 日				
申請教諭氏名 (最終学歴)		担任しようとする教科	担任しようとする理由	所有免許状 種類 教科		週当たりの担当時間数 免許教科 申請教科		教職経験年数	これまで担任した教科
()									
()									
()									
()									
()									
()									
()									
学 級 編 制	学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	特殊学級		合 計	
	生徒数 (学級数)	()	()	()	()	()			
職 員 構 成	教 諭	助 教 諭	講 師	小 計		その他の職員		合 計	
免 許 教 科 別 教 員 数	国 語	社 会	地 理 歴 史	公 民	数 学	理 科			
	音 楽	美 術	工 芸	書 道	保 健 体 育	保 健			
	技 術	家 庭	看 護	情 報	農 業	工 業			
	商 業	水 産	福 祉	商 船	職 業	職 業 指 導			
	外 国 語 (英 語)	外 国 語 ()	宗 教	() 実 習	() 実 習	() 実 習			

教育委員会告示

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会告示第三号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（建造物）に指定する。

平成十五年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
菅生橋	一基	雄勝郡皆瀬村川向	皆瀬村

秋田県教育委員会告示第四号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（曲籍）に指定する。

平成十五年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
羽陽秋北水士録	十一冊	秋田市山王新町十四番三十一号 秋田県立図書館	秋田県

秋田県教育委員会告示第五号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（参古資料）に指定する。

平成十五年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者

寒川 遺跡土坑墓出土品	百七点	仙北郡仙北町払田字牛嶋 二十番地	秋田県
土器	十三点		
鉄器	七点	秋田県埋蔵文化財センター	
石器	五点		
土器片	八十二点		

秋田県教育委員会告示第六号

秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第三十四条第一項の規定により、記念物を秋田県指定史跡に指定する。

平成十五年三月二十五日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名 称	所 在 地	所 有 者
横山遺跡	本荘市福山字横山九十六番一、九十七番一、九十八番一、九十九番一	佐々木正吉

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第19号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。

平成15年3月25日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

- 1 実施年月日 平成15年4月30日（水）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

- 4 受講定員
40人
- 5 受講申込みに必要な書類
(1) 受講申込書 2通
(2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
(1) 申込み用紙の交付
各受付場所において交付する。
(2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成15年3月25日(火)から4月25日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
- (3) 受付場所
住所地在管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全(保安)係に問い合わせてもらうこと。

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第一号
秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月二十五日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。
第三条監査第一課の項第十号中「進行管理」を「年間実施計画」に改め、同項第十三号を削り、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「監査及び検査」を「行政監査、随時監査及び住民監査請求に係る監査」に改め、「(監査第二課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 行政監査、随時監査及び住民監査請求に係る監査の実施計画及び執行に関すること。

第三条監査第一課の項第十四号中「前号」を「第十一号」に改め、同項第十八号を第二十号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 住民監査請求に係る暫定的な停止勧告及び当該勧告の内容の公表に関すること。

十六 住民訴訟に係る知事に対する損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟の提起に関すること。

第三条監査第二課の項第一号中「随時監査」を「財政的援助団体等の監査」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「決算の審査及び基金の審査の」を「定期監査、財政的援助団体等の監査、決算の審査及び基金の審査の結果の報告及び公表並びに」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「行政監査」を「定期監査」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 例月出納検査及び指定金融機関等の監査に関すること。

第三条監査第二課の項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「財政的援助団体等又は住民監査請求」を「企業会計又は財政的援助団体等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号中「第二号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号中「第二号から第六号まで及び第八号」を「第一号から第五号まで」に改め、同号を同項第七号とする。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年三月七日(第千四百五十号)掲載の秋田県告示第百六十七号(口頭によ

り開示請求をすることができる個人情報に関する告示の一部改正)
(原稿誤り)

一ページ目段表の改正規定中

農業政策課 技術調整室
畜産課
〃
林業政策課

農業政策課 技術調整室
畜産課
〃
林業政策課
〃

の

農畜産振興課
〃
〃
秋田又ぎ振興課

は

農畜産振興課
〃
〃
秋田又ぎ振興課
森林整備課

の

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)876666 FAX(0863)000055
 E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

